

対象地区

過疎地区	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区 (市町が産業の振興にかかる計画を作成した場合)
離島地区	離島振興法第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区 (市町が産業の振興にかかる計画を作成した場合)
半島地区	半島振興法第9条の2第9項の規定により産業振興促進計画の区域として認定された地区 (市町が産業の振興にかかる計画を作成した場合)

詳しくは下の表のとおりです

【長崎県内における課税免除等指定区域一覧表】

対象地区 市町名	過疎地区	離島地区	半島地区
(市) 13市			
長崎市	旧香焼町 旧伊王島町 旧高島町 旧野母崎町 旧外海町 旧三和町		旧琴海町の区域
佐世保市	旧吉井町 旧世知原町 旧宇久町 旧小佐々町 旧江迎町 旧鹿町町の区域	黒島 高島	浅子町の区域
島原市	○		
諫早市	旧小長井町の区域		旧森山町の区域
大村市			
平戸市	○		
松浦市	○		
対馬市	○※1 (R5.4.1～)		
壱岐市	○		
五島市	○※1 (R5.4.1～)		

対象地区 市町名	過疎地区	離島地区	半島地区
西海市	○		
雲仙市	○		
南島原市	○		
(西彼杵郡) 2町			
長与町			
時津町			
(東彼杵郡) 3町			
東彼杵町	○		
川棚町			
波佐見町			
(北松浦郡) 2町			
小値賀町	○※1 (R5.4.1～)		
佐々町			○
(南松浦郡) 1町			
新上五島町	○		
県計	13市8町		